

昭和24年4月28日付け官報、内閣告示第一号『当用漢字字体表』の「まえがき」に次のように書かれている。

## 〔使用上の注意事項〕

二、この表の字体は、これを筆写の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらう等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は次の通りである。

## (1)長短に関する例

雨雨 商商 戸戸 無無

## (2)方向に関する例

風風 比比 仰仰 糸糸 年年

## (3)曲直に関する例

了了 手手 空空

## (4)つけるかはなすかに関する例

又又 文文 月月 果果

## (5)とめるかはらうか、とめるかはねるかに関する例

奥奥 隊隊 公公 木木 来来 犇犇 糸糸

## (6)その他

北北 入入 令令

なお、文部省編『総合当用漢字表』には、

一、当用漢字字体表の字体は、活字字体のもとになる形で示してあります。これを筆写の上に適用する場合には、漢字の識別に影響しない限り、点画の長短・方向・曲直・つけはなし・または、とめるかはねるかなどの細部については拘束しません。たとえば

とあって、その中に右の用例のほかに

「事」を「事」と書いてもさしつかえありません。  
「雪」を「雪」と書いてもさしつかえありません。

とあり、

要は、その字の骨組みである点画の組み合わせを誤らなければよいのです。

と書かれている。昔から、漢字は他の字と混同しないかぎり、点画にはおうようであった。漢字とはそうあるべきものである。

ところが、このごろの教師は、雪を雪と書いたり、事を事と書いたりしたら誤りとする。これは、漢字使用の伝統から言っても文部省の方針から言っても行き過ぎであり、法令違反でもある。

こういう厳格な書き取りは法令違反であり、あってはならないのであるが、現実には厳格な教師がなかなか多いので、受験生諸君にとっては気の毒だが、字体表に従って書く習慣をつけ、字体表どおりに書いて、減点されることのないようにすることが賢明である。いくら正しいと言っても、減点されてはつまらないことだから。

一日も早く、世の教師が漢字について正しい認識を持つよう希望するしだいである。